

令和3年第2回
東濃西部広域行政事務組合議会定例会会議録

令和3年7月30日

東濃西部広域行政事務組合議会

令和3年第2回東濃西部広域行政事務組合議会定例会会議録

議事日程

令和3年7月30日（金曜日）午前10時00分開議 多治見市役所 全員協議会室

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選第 1 号 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 選第 2 号 副議長の選挙
- 第 7 認第 1 号 令和2年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 2 号 令和2年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 3 号 令和2年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 認第 4 号 令和2年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 認第 5 号 令和2年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 認第 6 号 令和2年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 認第 7 号 令和2年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議第 1 号 東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例を廃止するについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（9名）

1 番	多治見市議会議員	石田 浩司
2 番	多治見市議会議員	吉田 企貴
3 番	多治見市議会議員	奥村 孝宏
4 番	瑞浪市議会議員	加藤 輔之
5 番	瑞浪市議会議員	舘林 辰郎
6 番	瑞浪市議会議員	奥村 一仁
7 番	土岐市議会議員	水野 哲男
8 番	土岐市議会議員	加藤 辰亥
9 番	土岐市議会議員	後藤 正樹

執行部の出席者（11名）

管理者	多治見市長	古川	雅典
副管理者	瑞浪市長	水野	光二
副管理者	土岐市長	加藤	淳司
参事	多治見市副市長	佐藤	喜好
会計管理者	多治見市会計管理者	藤井	憲
事務局長		虎澤	和洋
総務企画課係長		榎岡	真弓子
総務企画課主査		遠山	寛之
総務企画課		深萱	美智子
総務企画課		田中	恵子
東濃看護専門学校事務長		中田	周子
東濃看護専門学校係長		土本	眞美
東濃西部少年センター所長		今井	宏明

午前10時00分開会

事務局長（虎澤 和洋）事務局長の虎澤です。

本定例会は、山田正和議長が本年5月7日、土岐市議会議長を退任されたため、組合規約第5条第2項の規定により組合議員の職を失われ、議長が欠員となっております。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職を行うことになっております。

出席議員中、瑞浪市市議会館林辰郎議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

館林議員、議長席へお願いいたします。

臨時議長（館林 辰郎）ただいまご紹介いただきました、瑞浪市市議会議員の館林です。

地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これより令和3年第2回東濃西部広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

最初に、改選により新たに議員に当選されました諸君をご紹介いたします。

多治見市議会において組合議員に当選されました、石田浩司君をご紹介いたします。

1 番（石田 浩司）よろしく申し上げます。

臨時議長（館林 辰郎）多治見市議会において組合議員に当選されました、吉田企貴君をご紹介いたします。

2 番（吉田 企貴）よろしく申し上げます。

臨時議長（館林 辰郎）多治見市議会において組合議員に当選されました、奥村孝宏君をご紹介いたします。

3 番（奥村 孝宏）よろしく申し上げます。

臨時議長（館林 辰郎）瑞浪市議会において組合議員に当選されました、加藤輔之君をご紹介いたします。

4 番（加藤 輔之）よろしく申し上げます。

臨時議長（館林 辰郎）瑞浪市議会において組合議員に当選されました、奥村一仁君をご紹介いたします。

6 番（奥村 一仁）よろしくお願ひします。

臨時議長（館林 辰郎）土岐市議会において組合議員に当選されました、水野哲男君をご紹介いたします。

7 番（水野 哲男）よろしくお願ひします。

臨時議長（館林 辰郎）土岐市議会において組合議員に当選されました、加藤辰亥君をご紹介いたします。

8 番（加藤 辰亥）よろしくお願ひします。

臨時議長（館林 辰郎）土岐市議会において組合議員に当選されました、後藤正樹君をご紹介いたします。

9 番（後藤 正樹）よろしくお願ひします。

臨時議長（館林 辰郎）以上をもちまして、組合議員の紹介といたします。

日程第1「仮議席の指定」を行います。

ただいまご着席の議席を仮議席に指定します。

日程第2選第1号「議長の選挙」を議題といたします。

本案は、山田正和議長が本年5月7日土岐市議会議長を退任されたため、組合同規約第5条第2項の規定により組合議員の職を失われ、議長が欠員となっておりますので、地方自治法第103条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

本選挙は、指名推選の方法で行い、臨時議長の私が指名推選いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（全員異議なし）

臨時議長（館林 辰郎）全員ご異議なしと認めます。

よって本選挙は、指名推選の方法で行い、臨時議長の私が指名推選することに決しました。

それでは、議長に土岐市議会議長水野哲男君を指名いたします。

水野哲男君を当選人とすることにご異議ありませんか。

（全員異議なし）

臨時議長（館林 辰郎）全員ご異議なしと認めます。

よって水野哲男君が議長に当選いたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

それでは、議長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

議長（水野 哲男）ただいま本組合議会の議長に選任をいただきました、水野でございます。

よろしくお願ひいたします。

この上なく光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いであります。

今後とも皆様のご協力のもと、円滑な議会運営に努めてまいりたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願ひを申し上げます。

簡単ではありますが就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

日程第3「議席の指定」を行います。

議席は会議規則第3条の規定により、現在の仮議席を本議席に指定いたします。

次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番館林辰郎君、6番奥村一仁君の両君を指名いたします。

次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は本日1日と定めたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(全 員 異 議 な し)

ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第6選第2号「副議長の選挙」を議題といたします。

本案は、成瀬徳夫副議長が本年2月24日瑞浪市議会議長を退任されたため、組合規約第5条第2項の規定により組合議員の職を失われ、副議長が欠員となっておりますので、地方自治法第103条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

本選挙は、指名推選の方法で行い、議長の私が指名推選することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全 員 異 議 な し)

全員ご異議なしと認めます。

よって本選挙は、指名推選の方法で行い、議長の私が指名推選することに決しました。

それでは、副議長に瑞浪市議会議長加藤輔之君を指名いたします。

加藤輔之君を当選人とすることにご異議ありませんか。

(全 員 異 議 な し)

全員ご異議なしと認めます。

よって加藤輔之君が副議長に当選いたしました。

会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

ここで、副議長の挨拶をいただきます。

よろしく願いいたします。

副 議 長 (加藤 輔之) 加藤でございます。副議長に指名推薦いただき、ありがとうございます。よろしく願いします。

議 長 (水野 哲男) 以上をもちまして、組合議員の体制が整いましたので、管理者のご挨拶をいただきます。管理者、多治見市長古川雅典君。

管 理 者 (古川 雅典) 皆さんおはようございます。

3市の議会におきまして、それぞれ改選がありました。

新しいメンバーで、広域議会の運営をしっかりとお願いいたします。

今議会には、令和2年度の決算案件、認第1号から第7号までです。

7事業合わせまして約1,378万円余の剰余金が発生しております。

次に議第1号につきましては、令和6年度末をもって閉校となる、東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。

3市の医師会、3市の市議会、しっかりとご議論とご理解をいただきました。

今日こうして廃止の条例を提出することができます。

今、3市の市長が一番注目しているのは、秋の国際陶磁器フェスティバルです。

これをしっかりと成功させようと動いております。

後方に、マグネットを張ってありましたが、セラミックバレー美濃ジャパン、副題は、世界は美濃に憧れる。

ずばり言うと世界戦略です。モノ、場所、ストーリー。

これを世界に発信していこう、そして世界からこの地に来ていただこう。

このようなことで、セラミックバレーの構想をさせていただいております。

今日は、定例会の終了後に説明の場を用意させていただきます。

そこで、セラミックバレーの議長、チェアマンをやっている笠井さんという人に来ていただいて、今、どの方向を向いて何をしようとしているのか。

もっと極端に言いますと多治見、土岐、瑞浪、そして、可児の経営者の中で、ある意味、勝ち組、儲けて、世界に戦略として動いている経営者を中心として動いている、セラミックバレー構想について、この広域からも補助金を拠出するというような方向ですので、しっかり議員の皆さんには聞いていただきたいと考えております。

次に、従来の広域組合でやっていたことだけではなく、今後、美濃焼、美濃焼タイルを作っていくためには、どこにどれだけの粘土があるのか、それをどういう形で掘り出して生業としていくのか。

こういうようなことも広域のお金を使ってしっかり調査をしております。

また、今後3市は緩やかに人口の減少がありますので、1市だけで事業を担っていくには限界があり、これまで以上に広域の考え方を進めているところです。

例えばごみの焼却工場。

3市それぞれ持っておりますが、将来にわたっては、3市が統一をした焼却工場をつくるのが出来ないのか。

こういった調査も行っております。

また、消防本部の通信指令。

これを岐阜県で1本にしようという議論を3年間行ってきましたが、結果、頓挫してしまいました。

これを東濃の5市で統一をすることで、それぞれが広域としてのメリットを享受する。

場所については、やはり中間地点である、瑞浪市にその拠点を置いて、各市から消防職員が集まる。

こういう研究についても既に副市長レベルについては合意し、最終的には市長が集まって合意をしていこうと動いております。

みんなで力を合わせてこの地から世界に発信をする。

世界からこの地に人が来ていただく、この地のものが売れていく。行政の部分をしっかり広域で協力をして、無駄を省いていくというのが、広域行政の一番の原点でございます。

今回は議員の皆さんが変更になりましたので、これまでの流れ、今後の方向について少し時間をとって説明をさせていただきました。

それでは議案の詳細については事務局から説明をさせていただきます。

議長（水野 哲男）それでは、日程第7認第1号「令和2年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第13認第7号「令和2年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括議題といたします。

本案について執行部より説明を求めます。

事務局長（虎澤 和洋）議長。

議長（水野 哲男）事務局長虎澤和洋君。

事務局長（虎澤 和洋）それでは私から、令和2年度決算につきまして、一括で順次説明をさせていただきます。

以後、座って説明をさせていただきます。

認第1号から第7号までを順次説明をさせていただきます。

説明につきましては、お手元の4号冊、成果報告書を中心に進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、4号冊成果報告書の15ページをご覧ください。

7つの会計の歳入歳出総額でございます。

歳入予算の総額は2億8,297万8,000円に対しまして、決算額は2億8,334万7,499円でございます。

歳出予算の総額は歳入と同額に対し、決算額は2億6,955万7,655円でございます。

歳入歳出差引額は1,378万9,844円で、看護学校財政調整基金への積立を除き、翌年度に繰越を行います。

歳出は前年度と比較し約3,000万円の減額となっております。

減額になった会計といたしまして、東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計で約5,500万円の減額となっております。

この特別会計には令和元年度まで基金があり、事業開始から構成市からの分担金を積立てておりました。

当初は決定した貸付金総額のうち、分担金を前もって徴し、基金に積立てをした後に、その年度に必要な貸付金を基金から繰出していたということでございます。

しかし、平成27年度からは、その年度の貸付金に相当する分担金を徴する方法に改めたことにより、令和元年度末をもって、前もって徴し、積立てていた分担金の残高がなくなったため、同基金を廃止いたしました。

これにより、各市からの負担金を一旦基金に積立てる予算が不要となったため、半減となったものでございます。

一方、看護学校特別会計では、2,200万円ほど増加をいたしました。

増加分は冷暖房用のボイラーの更新費用2,783万円です。

減少分は、令和元年度に整備した施設内のネットワークシステム再構築費用でございます。

また、ふるさと活性化基金特別会計で350万円ほど増加となりました。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、地元業界団体の海外出展事業が中止となり、補助金を支出しませんでした。令和2年度は、土岐市土岐津町陶元地区におけるボーリング調査に対して補助金を交付いたしました。

それでは、順次、会計ごとにご説明をさせていただきます。

はじめに、一般会計でございます。

1ページをご覧ください。

主な歳入でございます。

3市からの負担金と畜犬の登録手数料でございます。

手数料につきましては、畜犬登録手数料、狂犬病注射済証交付手数料が主なものでございます。

次に、主な歳出でございます。

議員報酬をはじめ、議会開催の経費、事務局職員の人件費等でございます。

2ページですが、下段の衛生費は、畜犬登録事務に係る費用でございます。

主に会計年度任用職員の人件費、また交付金として3市で行う集合注射への事務協力交付金を支払っております。

それでは畜犬事業について少し説明をさせていただきます。

22ページ、23ページをご覧ください。

畜犬の登録、鑑札交付及び畜犬の注射済証の交付の状況について記載があります。

22ページは畜犬の登録数の4か年の推移であり、減少傾向でございます。

登録総数は1万1,824件。

また、23ページは予防接種の接種率でございます。

令和2年度末で82.15%というような数字になってございます。

続きまして、ふるさと活性化基金特別会計についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

主な歳入でございます。

基金運用による利子収入でございます。

1,268万5,650円。

県補助金は英語併記版の観光パンフレット作成に対するものでございます。

諸収入は、セラミックバレーロゴ入りのマグネットシートを作成し、地元窯業関係や金融機関等の社用車へ配布したものの実費負担分でございます。

これとは別に3市の公用車にも配布をしてございます。

5ページをご覧ください。

歳出でございます。

総務費の委託料として、3市職員向けの研修の費用を支出しました。

事業補助金といたしましては、美濃焼窯業原料確保のため、陶元地区で行ったボーリング調査に対して支援を行いました。

観光の振興策として、FMP i P iの情報発信、令和2年度開催予定だった、国際陶磁器フェスティバル開催に合わせて、英語版併記の観光PRパンフレットを作成いたしました。

また、令和2年12月にセラミックバレーのロゴをデザインしていただきました佐藤卓氏、4市の若手の美濃焼業界関係者、オブザーバーとして4市の市長が参加したセラミックバレーシンポジウムを開催し、その様子を広域だより特集号として発行いたしました。

補助事業について若干補足をさせていただきます。

25ページをご覧ください。

令和2年度は、平成30年度に行った電気探査で、粘土の賦存が確認された土岐市陶元地区で、地元業界団体が行ったボーリング調査に対して補助を行いました。

今後につきましては、施行団体が商業化に向け、採掘するか検討を行っているところでございます。

陶器の原料となる蛙目粘土やガラスの原料となる硅石の賦存の確認は出来ましたが、採掘には大がかりな投資が必要となるため、慎重に判断していると聞いています。

仮に採掘となった場合、当該地の鉱業権を持っている土岐口財産区から権利譲渡を受けたり、保安林解除等の作業が発生すると考えてございます。

続きまして、東濃看護専門学校事業特別会計についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

主な歳入でございます。

3市からの分担金7,228万7,000円ですが、学生数の減少により分担金が増加をしております。

授業料、入学金など、使用料として3,391万3,000円。

その他、入学試験料、教材実習費、施設整備協力金などで1,158万円余という収入でございます。

7ページ以降、主な歳出でございます。

報酬は、会計年度任用職員の1名分。

給料職員手当等は、一般職1名と10名の教員合わせて11名の人件費でございます。

8ページでございますが、委託料として施設の清掃、警備、保守点検などを実施しました。

工事請負費は、冷暖房用の熱源装置であるボイラーの更新工事を行いました。

備品購入費では、実習用モデル、ドライブレコーダー等を購入いたしました。

また、令和3年3月に学生2名が新型コロナウイルス感染症に罹患したことから、職員と学生65名について、PCR検査を実施いたしました。

学生の状況について少し説明をさせていただきます。

26ページをご覧ください。

まず、看護学校の学生数の推移でございます。

定員120名に対し、令和2年度は86名でありました。

うち、圏域内の勤務者割合が61.6%、令和3年度は85人となりました。

卒業生の圏域内の就業は、令和2年度は60%となっております。

27ページをご覧ください。

新入生の状況の推移でございます。

1学年の定員40名であります。平成25年度以降定員を割っているような状況でございます。

特に令和元年2年度については、20人台の状況でございます。

令和3年度は32人となっておりますが、令和6年度末の本校廃止を控え、教員が積極的に近隣の准看護学校や、医療施設等の学生に声をかけた結果、若干の増加となりました。

29ページをご覧ください。

卒業生の状況です。

国家試験を30人が受験し、29人が合格をいたしました。

次に、少年センター事業特別会計についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

主な歳入でございます。

3市からの負担金1,340万1,000円。

主な歳出でございます。

所長ほか2名の会計年度任用職員の人件費、900万円余りでございます。

旅費は、少年指導員による巡回指導費用の費用弁償、125万円余でございます。

需用費につきましては、指導員用の備品または啓発用の消耗品を購入いたしました。

少年センター事業について、少し補足させていただきます。

31ページをご覧ください。

少年センターの活動状況ですが、令和2年度はコロナ禍の影響で、少年指導員の活動を一時自粛したため、活動日数、活動回数とも減少してございます。

指導状況として、令和2年度は58件となっております。

32ページをご覧ください。

上の表、相談活動の件数は減少傾向にあります。

令和3年度からは、相談窓口を悩みだけではなく、例えば、身近な出来事や、もっと楽しい話題なども連絡してもらえるような、相談しやすい窓口となるように、PRをしているという状況でございます。

次に、医師確保特別会計事業についてご説明をいたします。

11ページをご覧ください。

主な歳入でございます。

各市からの負担金3,877万円。

諸収入は、平成22年度に決定した者で、卒業後も医師免許を取得出来ず、規定により返還となったものでございます。

本来なら一括返済が原則であります。納付できないため分割償還としているものでございます。

また主な歳出ですが、貸付金は 3,960 万円。被貸付者数は 16 名、新規が 4 名、既決の方が 12 名でございます。

償還金利子及び割引料は、先ほどの分割償還していただいた方からのお金を中津川市に返還するものでございます。

貸付の状況について少し補足をさせていただきます。

33 ページをご覧ください。

令和 3 年 4 月の被貸付者の状況でございます。

今までこの制度の決定者総数 62 名でございます。

内、下から 8 人と、ナンバー 53 が償還者でございます。

指定勤務欄の丸印は、現在、指定医療機関で勤務や研修を受けている者でございます。

ナンバー 1 からナンバー 3 の 3 名が常勤の医師として勤務をしているほか、臨床研修生が 3 名勤務しているという状況でございます。

次に、看護師修学資金貸付事業特別会計についてご説明申し上げます。

12 ページをご覧ください。

主な歳入でございます。

3 市からの負担金 1,135 万 9,000 円。

令和 2 年度は 4 名からの償還金 306 万円がありました。

続いて歳出でございます。

被貸付者延べ 36 名で、貸付金 1,251 万円、県への補助金返還金は、制度離脱による被貸付者からの返還金があり、平成 29 年度補助分以降の補助金の一部を遡及して、県へ返還するものでございます。

被貸付者からの返還に係る 3 市への返還金が 306 万円ということになってございます。

それでは貸付の状況について少し補足をさせていただきます。

35 ページをご覧ください。

令和 2 年度の貸付対象の学生は、3 月 31 日現在は 34 名。

ほかに 2 名の短期で貸付をした方がみえますので延べ 36 名に貸付けをしてございます。

36 ページをご覧ください。

2 の表は、被貸付者の内、償還免除期間満了になるまで、今勤務していただいている方の一覧でございます。

現在 26 名みえます。

4 の表は今まで制度を離脱した人が 28 名、内、在学中の離脱者が 13 名というものになります。

1 番下の表ですが、年度別の貸付決定者の状況でございます。

令和 2 年度申込者が 9 名。

これはコロナ禍で応募が少なかったという状況でございます。

次に、消費生活相談事業特別会計についてご説明をいたします。

13 ページをご覧ください。

主な歳入の内訳でございます。

3 市の負担金 255 万 3,000 円。

県からの補助金 455 万 9,000 円余りでございます。

ふるさと活性化基金からの繰入金 239 万 3,000 円余りでございます。

歳出の主なものにつきましては、会計年度任用職員 3 名おりますが、人件費でございます。

907 万円程度となっております。

それでは、消費生活相談の状況について少し説明させていただきます。

37 ページをご覧ください。

平成 29 年度から令和 2 年度の消費生活相談事業の実績を記載してございます。

3 市全体の件数では 1,155 件で、昨年度からは微増という状況です。

特徴としては、コロナ禍の店舗購入や訪問販売など、人との接触がある購入形態から非接触での形態に移行していると考えられ、通信販売に関する相談が増加しているという状況でございます。

通信販売の中で多く見られる事例につきましては、少額のお試し価格に誘われて買いますが、実は、定期購入を前提としており、金銭を要求されるものであるとか、また、ネットを使って、お金を稼ぐ方法をサポートするノウハウに対して、お金を払ってしまったというような相談が多く入ってございます。

また、相談員の活動の一つとして、主に高齢者や学童保育所の児童を対象に、寸劇やお買物、お小遣い講座などを通じて、消費者トラブル防止やお金の使い方について、講義を開催しているという状況でございます。

最後に基金の状況について説明をいたします。

18 ページ、19 ページをご覧ください。

18 ページ、東濃看護専門学校財政調整基金、増額は決算での剰余金の繰入れでございます。減額は、ボイラーの更新工事のため取崩したものでございます。

ふるさと活性化基金につきましては、増額は利息収入の剰余分の積立てでございます。

19 ページは、各基金の運用の状況でございます。

簡単ではございますが、決算の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（水野 哲男）それではこれより、質疑に入ります。

質疑は、1 会計ごとに区切って行います。

最初に、認第 1 号「令和 2 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議長（水野 哲男）質疑は無いようですので、次に、認第 2 号「令和 2 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑はありませんか。

5 番（館林 辰郎）議長。

議長（水野 哲男）はい、5 番館林君。

5 番（館林 辰郎）4 号冊の資料でお伺いします。

歳入ですけれども、12 億円余りの基金の収入でいろんな事業の財源となっておりますが、非常に利息が高いものもありますけれども、4 億円近くが今の政府の政策によって、低金利のところへ積立ててあり、収入が上がらないという状況になっていきます。

例えば令和 3 年度の予算を見ると、100 万円ぐらい余分に稼ぐ必要があるというような予算が組まれていますね。

こうなると、この低金利の 4 億円の資産をどうするかという問題になってきますが、そういう検討がなされたかどうかというようなことについて、お聞きをしたい。

事務局 長（虎澤 和洋）議長。

議長（水野 哲男）事務局 長。虎澤和洋君。

事務局 長（虎澤 和洋）3 億 6,300 万円を、今、19 ページに基金の状況が記載されておりますので、そちらをご覧くださいいただけると分かると思うのですが、確かに 4 億円近くのお金を定期預金に積んでございます。

平成 28 年度に額面 7 億円のうち 4 億円を売却して、その内の 1 億円は債権を買った。

残りについては、農協の定期にしているということで、当時もやはりまだ利率が上がってこないものですから、多治見市の会計管理者とは常に情報交換をしながら運用の方法を考え、余り拙速に動くと、状況としては、よくないだろうと判断し、少し様子を見ようということもありまして、利率を見ながら検討しているという状況でございます。

5 番（館林 辰郎）議長。

議 長（水野 哲男）5番館林辰郎君。

5 番（館林 辰郎）もう1点、歳出についてお伺いをいたします。

4号冊の25ページのところで、お聞きをしたいんですけども、ここに先ほども管理者が言われました、陶土の調査についての補助金が360万ぐらい出されているわけですね。

これは総事業の75%ぐらいが補助金として支払われているんですけども、こういう規定が広域組合にあるわけですか。

補助金規定のようなものがあって補助金を出されるのか聞きたい。

いわゆる、費用対効果などを見ると、全くわからない中で、そういう規定があるのか。

管 理 者（古川 雅典）はい。よろしいですか。

議 長（水野 哲男）管理者古川雅典君。

管 理 者（古川 雅典）比率が例えば2分の1なのか3分の1なのか75%なのか、そういう上限を定めた規定というのはありません。

上限が10分の10という書き方をしております。

費用対効果というのを館林議員は聞かれましたけれど、この地というのはやはり陶器とタイルの街で、それで栄えてきたところをどうやって応援するか。

その応援の仕方というのはここ10年間継続して行ってきました。

5、6年前は非常に簡単ですよ。

海外の見本市に行くから宿代や飛行機代を半分補助してほしいという。

そのようなやり方ではもう先は乏しいということで、結局何が一番ルーツかと言ったときに、最上流の粘土があるかないか。

粘土がないってことはもう業界からかなり意見が上がってきていました。

その粘土がどこにどれだけあるのか。

それをまず紙ベースで議論をし、それをずっと絞り込んできた中で、実際にボーリングを試みようとなり、これは各議会ごとに議論をさせていただきました。

粘土が全く無くなったときには、もう陶器は焼くことができないというようなことから、費用対効果については自信を持って提案をしております。

ただし、調査はここまでなのですが、それを生業として本当に粘土を掘り出すことができるのか、その業者がいるかどうか。

今はこのステージに立っています。

もう一つは、この近隣の地元住民の皆さんに理解がいただけるか。

こういうようなことも含めて、しっかり対応してきております。

事 務 局 長（虎澤 和洋）はい。

議 長（水野 哲男）事務局長虎澤和洋君。

事 務 局 長（虎澤 和洋）補足ですが、こちらの補助金ですが、交付要綱というのがございまして、そちらの中の取決めでは、最高で10分の10以内で決めると記載しております。

それは事業によって10分の10になるときもあるし、半分になるときもあるというような要綱でございます。

5 番（館林 辰郎）はい。

議 長（水野 哲男）5番館林辰郎君。

5 番（館林 辰郎）管理者として、この基金はふるさと活性化事業の基金として積まれているわけです。

私は令和元年度の監査委員の指摘事項と今年の監査委員の指摘事項を読んできましたけども、文章としては内容がほとんど同じだと思っています。

この4億円のぐらいの金から、今非常に低金利での収入しかないということですけども、今の世の中は変わってきており、この地域の活性化ということが、窯業界だけではなく、飲み屋や飲食店についても、どのように活性化するかということについて、この基金を使って、今後、もっと市民生活を援助するような形にならないかと考えますけども、見解を管理者として聞きたいと思います。

管 理 者（古川 雅典）はい。

議 長（水野 哲男）管理者古川雅典君。

管 理 者（古川 雅典）3市がそれぞれ特徴を持って個別にやっていくのが市議会の中で議論をされる、個別の予算ですよね。

そのことよりも、3市が共同してやったほうが、必ず効果が上がること。

もっと言えば、横串の共通項、広域組合はこれを特化して事業として行っています。

狂犬病の注射であったりすることについて、それが本当に広域化なのかということは、3人の市長で議論をしているところです。

例えば飲み屋さんをどうやって応援するのか、弁当屋さんをどうやって応援するのか。

これを広域でやろうとしたときに、それぞれの市町ごとの特徴とか特質がありますよね。

このことについては、やっぱり個別の政策のほうがいいでしょう。

共通項、横串とした場合、これまで長い歴史を持ってきた、美濃焼、美濃焼タイルをどうやって応援していくのか。

これはもう長い歴史としてやってきていますよね。

ただ、こういうようなことに特化をするっていうことと同時に、行政が応援をすればするほど、民間はダレてしまう。

こういうような反省点もあるものですから、今回のセラミックバレーについては、民間主導でいこうとなった。

そのような議論の中で、はたと気がついたのは粘土の供給って大丈夫なのかということ。

最初粘土屋さんは黙っていましたが、陶器商も窯焼き屋さんも気づき、どこにどれだけの粘土があるのか調べようとなった。

こういうことこそ、まさに東濃西部広域行政としてやることである。

このことについては今後さらに同様の案件があれば、加速をしていく。

それは管理者としての考え方でございます。

議 長（水野 哲男）ほかに質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議 長（水野 哲男）質疑は無いようですので、次に、認第3号「令和2年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議 長（水野 哲男）質疑は無いようですので、次に、認第4号「令和2年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議 長（水野 哲男）質疑は無いようですので、次に、認第5号「令和2年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議 長（水野 哲男）質疑は無いようですので、次に、認第6号「令和2年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議 長（水野 哲男）質疑は無いようですので、次に、認第7号「令和2年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

議 長（水野 哲男）質疑は無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それでは討論を行います。

討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

議 長（水野 哲男）討論は無いようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより、採決を行います。

最初に認第1号「令和2年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議 長（水野 哲男）ご異議なしと認めます。

よって本案は認定することに決しました。

次に、認第2号「令和2年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議 長（水野 哲男）ご異議なしと認めます。

よって本案は認定することに決しました。

次に、認第3号「令和2年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議 長（水野 哲男）ご異議なしと認めます。

よって本案は認定することに決しました。

次に、認第4号「令和2年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議 長（水野 哲男）ご異議なしと認めます。

よって本案は認定することに決しました。

次に、認第5号「令和2年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議 長（水野 哲男）ご異議なしと認めます。

よって本案は認定することに決しました。

次に、認第6号「令和2年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することにご異議ありませんか。

（ 全 員 異 議 な し ）

議 長（水野 哲男）ご異議なしと認めます。

よって本案は認定することに決しました。

次に、認第7号「令和2年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することにご異議ありませんか。

(全 員 異 議 な し)

議 長 (水野 哲男) ご異議なしと認めます。

よって本案は認定することに決しました。

それでは、日程第 1 4 議第 1 号「東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例を廃止
するについて」を議題といたします。

本案について執行部より説明を求めます。

事 務 局 長 (虎澤 和洋) 議長。

議 長 (水野 哲男) 事務局長虎澤和洋君。

事 務 局 長 (虎澤 和洋) 続きまして、条例関係でございます。

1 号冊議案 10 ページ、2 号冊議案説明資料 1 ページをご覧ください。

それでは議第 1 号「東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例を廃止するについて」
ご説明いたします。

まず、廃止の趣旨でございます。

令和 7 年 4 月 1 日から看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務を共同処理する
事務から削ることに伴い、本条例を廃止するものでございます。

あわせて、同条例の廃止に伴い、ほかに廃止及び改正が必要となる条例について、附則
で規定するものでございます。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。

ただし、附則第 8 条につきましては、公布の日といたします。

規約の改正につきましては、各市の 3 月議会でご議決をいただき、令和 3 年 5 月 27 日付
けで、岐阜県知事の許可を受けております。

主な内容についてご説明いたします。

附則第 2 条第 1 項第 1 号の特殊勤務手当につきましては、教育訓練手当として、給料表
に応じ、月額 2 万 5,500 円または 2 万円を支給しているものでございます。

附則第 3 条の定数につきましては、本校職員の定数を 13 人、組合職員の定数を 22 人と
定めており、改正後は組合職員 9 人となります。

また、附則第 4 条の運営協議会委員は月額 8,000 円を支給しているものでございます。

附則第 5 条の給与に関しては、本校に勤務する職員の特殊勤務手当及び管理職手当につ
いて削除するものです。

管理職手当は、職に応じ 4 万 7,100 円から 2 万 9,000 円の範囲で支給しているものです。

附則第 8 条及び 9 条の分担金につきましては、語句の修正と本校運営費及び現行の看護
師修学資金貸付制度の負担金を削除するものです。

条例の説明は以上です。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 (水野 哲男) これより、質疑に移ります。

議第 1 号「東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例を廃止するについて」質疑は
ありませんか。

(質 疑 な し)

議 長 (水野 哲男) 質疑は無いようですので、質疑を終結いたします。

それでは討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

議 長 (水野 哲男) 討論は無いようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議第1号「東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例を廃止するについて」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(全 員 異 議 な し)

議 長(水野 哲男) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

よって令和3年第2回東濃西部広域事業事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時00分閉会

